区立保健センター医療事業等事故対策委員会設置要綱

（設　置）

第１条　保健センターにおいて、事故又は争訟（以下「事件」という。）の発生を防止し、事件の適切な処理を図るために、保健センター医療事業等事故対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について審議する。

（１）　事故の発生防止対策

（２）　事故の原因及び被害の状況

（３）　解決の具体的方法

（４）　事故の原因を生じさせた職員に対する求償権の有無

（５）　医療機関及び医師会（以下「医療機関等」という。）との協力調整等に関すること

（６）　その他事故等に関し必要なこと

（組　織）

第３条　委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

２　委員長は、所長をもって充て、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、事務局長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

４　委員は、次の者とする。

（１）　管理課長

（２）　管理課財団運営係長

（３）　管理課広報・企画調整担当係長

（４）　管理課事業係長

（５）　医務課長

（６）　専門相談課長

（７）　事務局副参事

（８）　前各号に掲げる者のほか、委員長が特に必要があると認めた職員

（任　期）

第４条　委員の任期は、当該職に在職する期間とする。

（招集等）

第５条　委員会は委員長が招集する。

２　委員長は、審議のため必要があると認めるときは、関係職員その他の関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

３　委員長は、必要があると認めるときは、医療機関等の参加若しくは意見を求めることができる。

（小委員会）
第６条　通常的事項及び緊急的事項を審議するため、委員長の指名した委員による小委員会を置くことができる。
２　小委員会で審議した事項又は緊急に処理した事項は、速やかに委員長に報告するものとする。
（理事長への報告）
第７条　委員会の審議結果は、速やかに理事長に報告し、承認を得るものとする。
（庶　務）
第８条　委員会の実施に伴う庶務は、管理課財団運営係が行うものとする。
（その他）
第９条　その他必要な事項については、委員長が別に定めるものとする。

附　則
この要綱は、平成 7 年 7 月 1 日から施行する。
附　則
この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
附　則
この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
附　則
この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
附　則（令和 2 年 7 月 27 日公財世保発第 239 号）
この要綱は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。
附　則（令和 4 年 3 月 31 日公財世保発第 791 号）
この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
附　則（令和 6 年 3 月 8 日公財世保発第 802 号）
この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。